

( 議 ) 第 3 号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

平成15年5月23日

提出者

秋田市議会議員 高 橋 智 徳

外41名

秋田市議会議長 佐々木 晃 二 様

## 秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条総務委員会の項中「会計課」を「収入役室」に改める。

第4条第2項および第7条第2項中「11人」を「10人」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

収入役室の設置に伴い総務委員会の所管を改めるとともに、議会運営委員会、資格審査特別委員会および懲罰特別委員会の委員の定数を改めるため、改正しようとするものである。